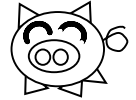


贈与税の概要～その1～ 暦年贈与について

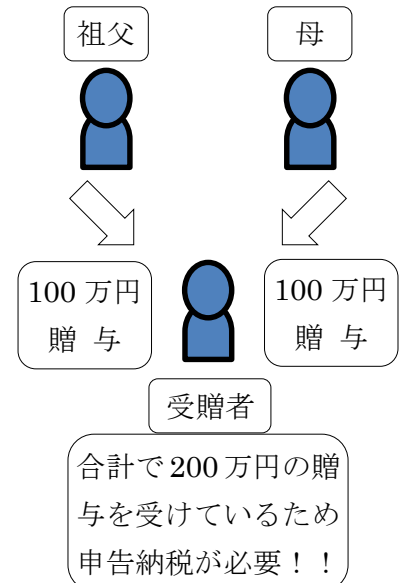
平成 27 年 11 月作成



最近では相続税対策として生前贈与を活用しよう！という話を聞くことがあります。しかし贈与税の仕組みをご存知の方は意外と少ないのではないのでしょうか？今回から数回にわたって贈与税の概要と相続税との関係について考えてみたいと思います。

贈与税には「暦年課税」といわれるものと「相続時精算課税」といわれるものがあります。「暦年課税」が原則で「相続時精算課税」は特例です。今回は原則である「暦年課税」についてお話しします。

贈与税は財産をもらった人（以下「受贈者」といいます）が納める税金です。よく財産をあげた人（以下「贈与者」といいます）が納める税金であると誤認している人がいますので、この点には注意が必要です。**贈与税は個人が1年間にもらったすべての財産（一部非課税財産があります）の合計額が基礎控除の110万円を超える場合に申告納税義務が発生**します。**逆にいうと1年間に110万円以内の贈与であれば贈与税は課税されません**。気を付けなければならないのは、贈与税はもらった人が年間に110万円を超えた場合に納税義務が発生するため、贈与者が贈与税は課税されないと誤って100万円を贈与したとしても、受贈者が他の人から10万円を超える贈与を受けていた場合、合計額が110万円を超えてしまうため、納税義務が生じてしまいます。



また、年間110万円の範囲で贈与すると贈与税が課税されないため、毎年この範囲内で子や孫に贈与すれば、相続税対策にもなります。この場合に気を付けなければならないのは、相続財産を取得した人が相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産は、他の相続財産に加算して相続税を計算する必要があります。これは受贈財産が基礎控除以下で、贈与税が課税されない場合にも必要です。

なお、平成27年1月1日以降の贈与について、直系尊属（父母や祖父母）から20歳以上（贈与を受けた日の属する年の1月1日時点）の子や孫に対する贈与（特例贈与）と、それ以外の贈与（一般贈与）では、下記速算表の様に適用税率が異なることとなりました。

【一般贈与財産用】(一般税率)

区分	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	3,000万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	25万円	65万円	125万円	175万円	250万円	400万円

【特例贈与財産用】(特例税率)

区分	200万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	4,500万円以下	4,500万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	30万円	90万円	190万円	265万円	415万円	640万円

特例贈与のほうが、一般の贈与よりも低い税率が適用されることから、親世代から子世代への財産の移転を、相続が発生する前に行い易くする狙いがあります。同一年に一般贈与と特定贈与が混在する場合には、按分計算により税額を計算します。